

福岡県公報

令和元年7月5日
第 18 号

目次

告示 (第131号 - 第139号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 種畜証明書の交付 (畜産課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 意見募集の結果の公示 (団体指導課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 5

海区漁業調整委員会

- アサリじょれんの間口制限 (漁業管理課) 6
- 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止 (漁業管理課) 6

告 示

福岡県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	八 女 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町上庄1667番2先から みやま市瀬高町上庄1265番1先まで	3.0 ～ 32.8	822.3	
			前	みやま市瀬高町上庄1667番2先から みやま市瀬高町上庄1265番1先まで	9.3 ～ 34.0	1,872.5	うち一般国道443号重用延長305.4メートル
			後	みやま市瀬高町上庄1667番2先から みやま市瀬高町上庄650番1先まで	3.0 ～ 32.8	1,127.7	うち一般国道443号重用延長305.4メートル
			後	みやま市瀬高町上庄1667番2先から みやま市瀬高町上庄650番1先まで	10.5 ～ 39.0	1,567.1	

福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

元年7月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	八女瀬高線	みやま市瀬高町上庄1558番1先から みやま市瀬高町上庄1590番1先まで

福岡県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
南筑後	県道	八女瀬高線	みやま市瀬高町上庄1667番2先から みやま市瀬高町上庄650番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和元年7月5日

福岡県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第397号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上白水8丁目	春日市上白水八丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第398号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-------	---------------------	-------------------------------

上白水8丁目	春日市上白水八丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
--------	---------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
飯居418	クローバー 飯塚営業所	飯塚市川津710	H 31・4・1	福用・福販・予福用・予福販
春介薬20	有限会社春日薬局	春日市須玖南二丁目136	R 1・6・1	居管・予居管

福岡県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介歯172	みうら歯科医院	大牟田市大字草木215-2	H 31・3・31

福岡県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
宮介12	医療法人菅井整形外科医院	医療法人 宮若整形外科医院	宮若市龍徳字藤原1106-17	H 31・4・1
福津介薬35	福神調剤薬局津屋崎店	あおい薬局	福津市津屋崎三丁目16-18	H 31・4・1
飯居44	愛ケア・ふじた	ヘルパーステーション 愛ケア	飯塚市西町4-53	H 31・4・1
飯居357	リハビリ特化型デイムーブメント 飯塚	リハビリ特化型デイムーブメント プロ飯塚	飯塚市鶴三緒1340-5	H 31・4・1
粕介訪8	からだ訪問看護	からだ訪問看護リハビリステーション	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20（1F）	R 1・5・16

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

宗遠居 37	この葉訪問 看護ステーション	遠賀郡芦屋町江川台7 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿 109- 2	H 30・11・1
飯居44	ヘルパース テーション 愛ケア	飯塚市潤野牟田933- 147	飯塚市西町4 - 53	H 31・4・1
筑居8	ニチイケア センターち くご	筑後市大字山ノ井264 - 6	筑後市大字山ノ井265	H 31・4・13
豊居5	特別養護老 人ホーム亀 保の里	豊前市大字鬼木20番地 の1	豊前市大字鬼木63番地 1	H 31・4・1

福岡県告示第139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年8月20日農林省告示第936号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
10368606555	万福丸	平成19年12月7日	宮城県 登米市	2級	個人有	宗像市 山地 竜馬
11380853255	華龍2785	平成27年8月23日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	1級	個人有	筑後市 北島 和幸

2 馬（KWPN種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
21440020001	アブドラード ワイエイチ	平成17年6月18日	オラン ダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

3 馬（アラブ種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリ カ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

4 馬（クォーターホース種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
--------------	-----	------	-----	----------	------------	------------------------

21540010001	ゴールデンアンバージャック	平成16年6月22日	北海道網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブ
-------------	---------------	------------	--------	----	-----	----------------------------

5 馬（その他）

種畜証明書番号	名前	生年月日	産地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21840010001	ノーザンアポロ	平成15年1月23日	オーストラリア	級外	その他	糸島市 コンラッドホースファーム

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市御笠川一丁目7番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市曙町二丁目2番1
大野城市長 井本 宗司

公告

福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則案について、平成31年4月10日から令和元年5月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和元年7月2日に公布しました。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部団体指導課団体指導係

電話：092-643-3479

メールアドレス：shidou@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字感田2279番2、2279番12及び2279番13から2279番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
直方市大字感田2712番地
楠 富子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡駅東二丁目2971番1及び2971番6から2971番12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 岡田 克憲

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和元年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 選挙公報選挙区分ほか1件
数量 2,594,000枚 ほか
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年5月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
 - (2) 住所
福岡市博多区吉塚八丁目2番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
61,633,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に該当

海区漁業調整委員会**筑前海区漁業調整委員会指示第188号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。
ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りで

はない。

令和元年7月5日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域
福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第183号又は第189号の指示の適用海域を除く。
- 2 じょれんの制限
アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。
- 3 指示の期間
令和元年7月15日から令和4年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。
ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年7月5日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域
 - (1) 室見川河口域
次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域
ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）
イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）
ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分 (世界測地系)

(2) シーサイドももち海浜公園 (百道浜地先)

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分 (世界測地系)

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分 (世界測地系)

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分 (世界測地系)

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分 (世界測地系)

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分 (世界測地系)

(3) シーサイドももち海浜公園 (地行浜地先)

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分 (世界測地系)

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分 (世界測地系)

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分 (世界測地系)

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分 (世界測地系)

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和元年8月1日から令和4年3月31日まで